

香川県広域水道企業団職員の懲戒の手續及び効果に関する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

香川県広域水道企業団規則第10号

香川県広域水道企業団職員の懲戒の手續及び効果に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、香川県広域水道企業団職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第12号）第3条及び第5条の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(減給に係る額等)

第2条 条例第3条の規則で定める職員は、企業職員とし、同条の規則で定める額は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第91条に規定する範囲内の額とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。